

2026 年度後期入試問題（行政法）解説

【出題意図】

本問は、生活保護の障害者加算に関する設例を素材とし、法規命令と行政規則との基本的な違いを問うとともに、生活保護法上の調査義務違反について具体的な検討ができるかを問うものである。

問（１）では、生活保護基準と障害程度判定通知という具体例を取り上げて、両者の「法的性質」の違い、すなわち、法令の一種として裁判所が自らの規範とすべきものか否かという、行政法上不可欠な区別ができているかを問っている。法律の法規創造力からすれば、前者が法律の委任に基づく法規命令として法的拘束力を有する一方、後者は、法律の委任に基づかずに定められているがゆえに行政規則として位置付けられ、対外的な法的拘束力を直ちに有するものではない。裁量基準に係る最判平成 27 年 3 月 3 日民集 69 卷 2 号 143 頁が示唆するように、両者の相対化が認められる現行法状況において両者の区別の意味するところを厳密に理解する必要があるため、問（１）でその理解の基本を問うこととした。

問（２）では、行政法の基本原則が「法律による行政の原理」であることに鑑み、生活保護法の文理を重んじつつ、関係条文の趣旨も考慮に入れて個別法の解釈を的確に試みようとする姿勢を示せるかを問うこととした。

【採点のポイント】

問（１）は、法規命令と行政規則の違いを問うものであり、生活保護法 8 条 1 項の委任に基づく生活保護基準は、文字通りの内容から法規としての性質を有するものであって、対外的な法的拘束力を有するのに対して、法律の委任に基づかない障害程度判定通知は、明らかに法規としての性質を有するものではなく、対外的な法的拘束力を直ちに有するものではないと説明することが求められている。それに加えて、上記の平成 27 年最判の射程を意識しつつ、当該最判の「き束」に係る判断枠組みを紹介することなどにより、いわゆる行政規則の外部化について多少なりとも検討することが求められている。

問（２）は、生活保護法を主たる素材として、個別法の解釈能力を問うものである。具体的には、保護の実施機関である福祉事務所長 A に対して被保護者の生活状態を常に調査することを文理上義務付ける生活保護法 25 条 2 項を出発点としつつ、本設例では、精神障害者手帳の交付事実および内容に係る確認が重要であると評価することが、X の立場から求められる。これに対して、職権による保護変更決定（同条同項）は同法上例外的な仕組みであること（同法 7 条参照）、きわめて多数に上る被保護者の生活状態に関する変動を保護の実施機関による調査だけで把握するのは到底困難であるため、保護の実施機関による調査義務の端緒として同法 61 条の届出義務が被保護者に課せられていること、そして、精神障害者手帳の交付に係る法的仕組みも申請主義を採用していることなどに照らして、Y 市側の反論を想定することが必要である。その上で、A に強力な調査権限を認める同法 29 条が存在すること、また、実施機関側に上記の届出に係る教示義務を課す旨の行政内部指針が存在するところ、同法 1 条および 3 条の趣旨に照らせば、障害者加算を得られる者は障害者加算によってはじめて最低限度の生活が保障されるといえることや、生活保護制度の内容がきわめて複雑である事実などからすれば、その教示義務は本設例に

において強く要請されること、Xが精神障害者手帳の交付を受けた事実を実施機関側（担当ケースワーカーB）が認識することのできた特段の事情が存在することなどに基づいて、Aに調査義務違反が認められると主張することが求められている。

【講評】

問われている論点自体は決して不明確なものではなく、行政法の基本的な知識および解釈能力が身につけている者にとっては容易に解答できる事項が少なくなかったようである。現に、問（1）に対して、法律の委任の有無や法的拘束力の有無を指摘する解答はかなりの数に上った。問（2）に対しても、これまで学習してきたことを踏まえつつ、自ら思案して何とか正解に近づこうとする姿勢のみられる解答が多く、感心した。

もっとも、問（1）の解答において、生活保護基準を安易に審査基準（行政手続法2条8号ロ）とみなすものが少なくなかったことに、いささか驚いた。審査基準とは、申請により求められた許認可等をするかどうかを「その法令の定めに従って」判断するために必要とされる基準であって、法令そのものではない（同号イの存在も併せて参照）。他方で、生活保護基準は、上述のとおり法令（同法同条1号）の一種である。また、障害程度判定通知を精神保健福祉法に関する規準とみなす解答も散見されたが、その記載内容からすれば、この通知が生活保護法に関するものであることは明らかなはずである。問題文の記述や関係法令の規定内容をまずは文言どおりに素直に理解しようとすることは、法律学の事例問題の解答に当たって基本中の基本である。法科大学院では、このことを前提にして、基本的な専門知識をより正確に理解することが繰り返し求められることとなる。

問（2）の解答においても、「法律による行政の原理」を基本原理とする行政法の事例問題では問題を解くための規範を極力関係法令の規定内容に求めるべきところ、そのような意識の弱い解答が少なくなかった。また、生活保護制度の内容がきわめて複雑であることを行政側（A）の調査義務を軽減する論拠として指摘する解答も散見された。しかし、行政法の一般原則として近年評価されることもある行政の説明責任原則の観点からすれば、そのような指摘は許されるものではない。何より、そのような指摘は、Xの立場に立ったものだろうか。とはいえ、これまであまり事例問題を解いた経験がない者にとっては、やむを得ないことかもしれない。今後の法科大学院における学習を通じて、行政法の基本的知識を精確に理解した上で、求められている解答の立場を踏まえつつ、事例問題においてより丁寧に事実と法令を読み取れる能力を是非身につけて欲しい。本法科大学院では、そのためのサポート体制を惜しみなく提供する予定である。